

MSI Marine News

トピックス



●海上保険の総合情報サイト **MARINEN@vi** もぜひ、ご覧ください。(https://www.ms-ins.com/marine_navi/)

RCEP（東アジア地域包括的経済連携）の合意と今後の展望について

日本など15か国は、2020年11月15日にオンライン形式で開催された首脳会議でRCEPに合意しました。2012年から8年間に亘る交渉の末、世界のGDPと人口のおよそ3割を占める巨大な自由貿易圏が生まれることとなります。

新型コロナウイルスの感染拡大により世界経済が低迷する中で、今後の経済回復に向けて重要な役割を担うことが期待されるRCEPの概要と今後の展望について、ご案内いたします。

1. RCEPとは

RCEPは、アジア太平洋地域における自由貿易圏の構築を目指し、2011年8月に日本と中国が共同でASEAN側に提案したことで検討が開始され、2012年11月の交渉立ち上げ宣言から約8年を経て署名に至りました。ASEAN10カ国に日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランドを加えた15か国が参加しますが、当初から交渉に参加していたインドは不参加となりました。

日本にとって、貿易額で1位の中国および3位の韓国と結ぶ初の経済連携協定(EPA)となります。工業製品や農林水産品の関税の撤廃・削減に加え、データの流通や知的財産など計20の分野で共通のルールを設けて市場アクセスを改善し、地域の貿易・投資の促進およびサプライチェーンの効率化を目指しています。

2. 主な内容

(1) 関税の撤廃・削減

日本から輸出する工業製品については、14か国全体で約92%の品目の関税撤廃を獲得しました。特に自動車部品については、中国向けは約87%、韓国向けは約78%の品目で関税撤廃となり、輸出拡大が大いに期待されます。農林水産品については、中国向けのほたてや日本酒、韓国向けの菓子など、日本にとっての輸出関心品目が段階的に関税撤廃となります。

一方、日本への輸入については、重要5品目(米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物)は関税撤廃や削減の対象外となり、引き続き輸入関税が維持されますが、中国や韓国からの輸入食品については関税が段階的に撤廃されます。

【主な工業品・農林水産品の関税撤廃・削減】

①日本からの輸出

相手国	品目	現在の関税率	撤廃時期
中国	ガソリン車用のエンジン部品の一部	3%	即時
	電気自動車用のモーターの一部	10%、12%	16年目または21年目
	ほたて	10%	11年目または21年目
	清酒	40%	21年目
韓国	自動車用ゴム製タイヤ	5%、8%	即時または10年目
	菓子	8%	即時または10年目
インドネシア	牛肉	5%	即時または15年目

②日本への輸入

相手国	品目	現在の関税率	撤廃時期
全体	重要5品目	削減・撤廃せず	
中国	鶏肉調製品や野菜等	削減・撤廃せず	
全体	化学工業製品、繊維製品等	即時または段階的に撤廃	

(2) 市場アクセスの改善

地域の貿易・投資の促進およびサプライチェーンの効率化に向けて、市場アクセスを改善し、原産地規定、知的財産、電子商取引、紛争解決等の幅広い分野のルールを整備することが盛り込まれました。

【主なルール整備内容】

分野	主な内容
税関手続および貿易円滑化	事前教示制度 ^{※1} や通関手続きに数値目標を設定する等、通関の迅速化や税関手続の簡素化を図るためのルールを規定。
投資	内国民待遇義務 ^{※2} 、最恵国待遇義務 ^{※3} および特定措置の履行要求（技術移転要求やロイヤリティ規制を含む）の禁止等について規定。
知的財産	著作権および関連する権利、商標、地理的表示、意匠、特許等を対象に、知的財産権の取得や行使について規定。
電子商取引	電子商取引促進のため、電子的送信に対する関税の不賦課、情報の電子的な手段による越境移転を妨げてはならない（データ・フリーフロー）義務等について規定。

※1 輸入の前に、輸出入者、その代理人等の要請に応じて関税分類等の事項を教示する制度

※2 他の加盟国に対し、自国民に与える待遇と差別しないこと

※3 いずれかの国に与える最も有利な待遇を、他のすべての加盟国に対して与えること

3. 今後の展望

RCEPが発効するには、少なくともASEAN加盟国のうち6か国およびASEAN加盟国以外の3か国が批准することが条件となっていますが、発効時期は現時点で未定です。

これまで大型FTAに参加していなかった中国が本協定に参加したことで、地域経済の活性化が見込まれるとともに、中国や韓国への輸出関税が引き下げられビジネスチャンスが広がるといえます。しかし、関税撤廃まで一定時間を要するものもあるため、協定発効後の動向を注視していく必要があります。

また、経済成長が期待されているインドが不参加となったことは、本協定の枠組みにインドを取り込めなかったと同時に、中国の台頭をけん制する狙いが外れたこととなります。インドを協定に復帰させるために、日本がどう働きかけていくかが今後の課題と考えられます。

<参考文献一覧>

外務省HP

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j-eacepia/index.html>

経産省HP

https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/epa/rcep/index.html

農林水産省HP

https://www.maff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta_kanren/f_rcep/index.html

日本経済新聞

2020年11月15日、11月16日

以上